

大阪府公安委員会告示第130号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき、遊技機の型式の検定について申請のあった次の遊技機は、令和4年9月13日付けで遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に規定する技術上の規格に適合していると認めたので、規則第9条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、検定の有効期間は、公示の日から3年間である。

令和4年9月16日

大阪府公安委員会

委員長 高瀬 桂子

申請者（製造業者）の氏名又は名称及び住所	遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	検定番号
株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明 愛知県北名古屋市沖村西ノ川1番地	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号	P天才バカボン6FD-RS	1P1094
			PダイナマイトキングEXFN-T	210184
Pうしおととら2FM-TS			2P0807	
Pデビルマン黄金黙示録N-K1YT250			1P1539	
Pもっとあぶない刑事L3-MX			2P0863	
株式会社EXCITE 代表取締役 大住 信雄 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地	回胴式遊技機	規則第6条第2号	Sハイヨレ!ニャルコサンY	2S0811

株式会社アクロス 代表取締役 中島 忠雄 東京都江東区有明三丁目7番 26号 有明フロンティアビ ルA棟			S／忍者じゃ じゃ丸くん／ B J	1 S 1 6 1 1
--	--	--	-------------------------	-------------